（注意事項）

1　商品顧客区分管理必要額　商品顧客区分管理必要額（第142条の5第1項第6号に規定する商品顧客区分管理必要額をいう。以下この注意事項において同じ。）を各営業日ごとに記載すること。

2　商品顧客区分管理信託額　商品顧客区分管理信託に係る信託財産の額（以下この注意事項において「商品顧客区分管理信託額」という。）を各営業日ごとに記載すること。

3　差替計算基準日　商品顧客区分管理信託額の算出根拠となった日を記載すること。

4　差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額　差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額を記載すること。

5　差額　上記2と4の差額を記入すること。

6　不足理由　信託額差替日において、差額計算基準日における商品顧客区分管理必要額に対し商品顧客区分管理信託額が不足している場合及び商品顧客区分管理信託契約（第142条の5第1項第1号に規定する商品顧客区分管理信託契約をいう。）を解約又は一部解約した場合には、その理由を記載すること。

7　その他　顧客からの預り金その他これに準ずるものを預金として取り扱っている登録金融機関においては報告の必要はないものとする。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。

第二十二条中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　当事者の一方が相手方に支払うこととなる金銭の額の計算に係る金融指標及び当該金銭の額の計算方法並びに当事者の一方が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算に係る金融指標及び当該金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すための事項、当事者が商品について定めた数量並びに受渡日

第二十四条第三項第一号中「通貨」の下に「又は商品」を加える。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十号を第十二号とし、第一号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　商品関連市場デリバティブ取引　法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。

二　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。

第十七条第四号中「市場デリバティブ取引」の下に「（商品関連市場デリバティブ取引を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六　商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　取引証拠金に関する事項

ロ　商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項（受渡しの決済のために預託される金銭、有価証券その他の財産に関する事項を含む。）

（金融商品取引等に関する内閣府令の一部改正）

第四条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第三十号を第三十三号とし、第二十九号を第三十二号とし、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　商品取引参加者　法第百五十一条に規定する商品取引参加者をいう。

第一条第二項中第二十七号を第二十九号とし、第六号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。

第一条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　商品関連市場デリバティブ取引　法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。

第一条第三項第十号中「すべて」を「全て」に改める。

第六十三条第一項中「第百十七条」を「第百十七条第一項」に改め、同条第二項第二号中「金融商品等」の下に「（商品又は商品に係る金融指標若しくはオプションを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　商品関連市場デリバティブ取引に関する事項として次に掲げる事項

イ　商品又は商品に係る金融指標若しくはオプションの上場及び上場廃止に関する事項

ロ　相場の変動又は決済を結了していない取引の数量の制限に関する事項

ハ　商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項

ニ　商品取引参加者の帳簿の作成及び保存に関する事項

ホ　別表第四に定める事項に関する事項

第六十七条第二項第二号中「元本の補てんの契約のあるもの」を「、元本の補塡の契約のあるもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　前二号に掲げる方法

ロ　国債等を担保とする金銭の貸付け

ハ　国債等の売戻条件付売買

第六十七条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　国債その他金融庁長官の指定する有価証券（次号において「国債等」という。）の保有

第六十七条第三項第三号中「次条第一項に定めるもの」を「次条第一項第一号に掲げるもの」に改め、同号イ中「次条第一項」を「次条第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　次条第一項第二号に掲げるもの　当該倉荷証券を有価証券とみなして第一号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法

第六十八条第一項中「預金契約に基づく債権」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

一　預金契約に基づく債権

二　商品関連市場デリバティブ取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる商品の保管を証する倉荷証券

第六十八条第二項中「時価」の下に「（倉荷証券にあっては、当該倉荷証券によって保管を証せられている物品の時価）」を、「株券」の下に「又は倉荷証券」を加え、「同項」を「法第百四十九条第一項」に改める。

第七十五条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「第百三十一条」を「第百三十一条第一項」に、「及び別表第二」を「から別表第四まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第百三十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、別表第一、別表第三及び別表第四に定める事項（別表第一にあっては、商品関連市場デリバティブ取引に係る事項に限る。）とする。